

平成 23 年 10 月 31 日

母子健康手帳に胎児発育曲線を掲載することについて

日本産科婦人科学会 海野信也（北里大学）

日本産婦人科医会 田中政信（東邦大学）

日本医師会 今村定臣

1. 胎児発育曲線の現状と活用方法

超音波検査は、標準的な妊婦健康診査の医学的検査としては、妊娠 2 3 週までの間に 2 回、妊娠 2 4 週から 3 5 週までの間に 1 回、3 6 週以降に 1 回実施することが、母子保健課長通知で示されている。

超音波胎児計測の基準値及び胎児発育曲線は、2 0 0 3 年に日本超音波医学会により公示され、2 0 0 5 年に日本産科婦人科学会でもその採用を決定した

(http://www.jsog.or.jp/public/shusanki_20111024.html)。

日本産婦人科医会においても、一般向けに広報がなされている

(http://www.jaog.or.jp/JAPANESE/PUB/ninken/jsog_20111024.pdf)。

産婦人科診療ガイドライン（産科編 2 0 1 1 C Q 3 0 9）において、妊娠 3 0 週頃までには超音波計測による胎児発育不全のスクリーニング検査を行い、当該基準値を用いて評価を行うこととされており、国内の産科医療機関において標準的に実施されている。

現在一般に産科診療に用いられている超音波検査装置の大多数に本基準値は標準的に装備されており、産科診療現場ではその活用はきわめて容易な状況にある。助産所においても嘱託医等との連携により胎児計測の実施とその結果の評価及び説明を適切に行う体制を整備することが可能と考えられる。

胎児発育曲線を母子健康手帳に掲載し、そこに胎児の推定体重をプロットすることで、胎児発育のパターンについての妊婦の理解が深まり、胎児の状態の把握、母性の涵養に資することが期待される。母子健康手帳に掲載することのメリットは非常に大きいと考えられる。

しかし、実際の運用においては、検査結果の解釈に関する疑問等に対して、市町村で相談対応が可能な体制整備等が必要と考えられる。また、2 0 1 0 年 3 月に日本小児科学会新生児委員会により作成された在胎期間別出生児体格標準値と胎児体重基準値の関係についても、整理が必要である。

従って、今回の母子健康手帳の改定に際しては、行政現場の対応を含め、一般の理解を深める努力を行う等、十分は配慮を行いつつ、任意記載への掲載を行うのが妥当と考えられる。

2. 今後の対応について

胎児発育曲線の母子健康手帳任意記載への掲載に際し、あわせて以下の対応を行いたい。

- 今後、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会は協力して、胎児計測と胎児発育曲線の意義についての啓発活動を行い、その周知を図っていく。そのための第一段階として日本産科婦人科学会および日本産婦人科医会のホームページの一般向け情報提供コーナーに、胎

児計測と胎児発育曲線に関する解説を掲載し、一般の方々が必要時に参照可能な体制を整備する。(既に以下のサイトで対応を開始している)

- 日本産科婦人科学会ホームページ「妊娠を知ろう」のコーナー
 - ◇ <http://www.jsog.or.jp/public/shusanki.html>
 - 日本産婦人科医会のホームページ「女性情報館—女性と子どもの健康に関する情報」のコーナー
 - ◇ <http://www.jaog.or.jp/JAPANESE/PUB/index.html>
- 厚生労働科学研究補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「地域における周産期医療システムの充実と医療資源の適正配置に関する研究(研究代表者:海野信也)」において、以下の事項について検討し、平成23年度内に必要な資料を作成する。
- 胎児発育曲線に関する説明資料
 - ア 医療従事者向け
(妊婦に対する事前説明、判断方法、留意点、母子健康手帳を用いた説明方法等)
 - イ 母子保健の行政担当者向け説明資料
 - 在胎期間別出生児体格標準値等との関係についての整理